

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 第3次請求再審

### 最高裁、免訴判決

刑事訴訟の法技術論に終始、事件  
解明には一步も踏み込まず、司法  
の責任問われるのを恐れたのか？

残るは第4次請求のみ

No.62  
2008.5.2  
(事務局)  
〒101-0064  
東京都千代田区  
猿樂町1-4-8  
松村ビル401  
TEL03-3291-8066  
FAX03-3291-8066

#### 正面から国家責任を問う

#### 第4次再審請求冤罪路線許さず

3月14日、最高裁第二小法廷(今井功裁判長)は、横浜事件第3次請求再審における請求人側の上告を棄却、免訴を固持しました。またしても国家犯罪の解明、国家責任の認定から逃げました。

判決は食糧メーデー・プラカード事件最高裁判決(一九四八年)判例を、横浜事件裁判に牽強付会的にあてはめ、免訴に逃げた地裁・高裁をなぞったものに過ぎません

でした。そもそも再審は、過去の誤判を正すための制度です。口実を構えて明々白々のでたらめ判決(現有罪判決)を取り消そうとしない最高裁は、存在意義が問われます。

私たちはこの最高裁判決を乗り越えて、第4次再審裁判の完全勝利を勝ち取りたいと思います。既報(61号)のように、弁護士は裁判所側と面談、そのことで免訴に導かぬとの確約の上で、拷問を請求理由に加えました。第4次請求の基本は、泊会議なき泊事件判決、という事件捏造の核心と国家責任を正面から問うものです。裁判官移動問題もあり、予断を許さぬ要素は多いのですが、来るべき判決に注目しましょう。

#### ぜひ続けて会員になってください

◆一九八六年11月に発足した「支援する会」は現在22年目に入っていますが、第4次再審請求はまだ横浜地裁で審理中です。  
◆第3次請求再審が「免訴判決」で実質的に幕を下ろされてしまった現在、横浜事件の真実を明らかにする裁判は、この第4次だけとなります。ぜひ続けて会員となって支えてくださるようお願いいたします。

■個人 1年間 二〇〇〇円 / 団体 1年間 五〇〇〇円

# 「再審」の本質すりかえた判決

## 3・14最高裁「免訴」判決をどう見るか

第4次再審請求弁護団長 大川 隆司

3・14最高裁判決は、治安維持法や国防保安法など旧体制下の悪法による無実の罪を、公判という開かれた場で晴らす途を封じてしまった。

「裁判官全員の一致」による法廷意見の内容は、法律の廃止後に再審公判が開かれた場合と、一般の刑事事件の審理中に起訴の根拠となつた法律が廃止された場合のいずれにおいても、裁判所の対応は同じでよい、すなわち有罪・無罪の判断は一切下さず、「免訴」を言い渡せばよい、というものである。

しかし、まだ一度も判決を受けていない被告人の立場と、ひとたびは有罪の刻印を押された者の立場を全く同様に捉えることは国民の常識にかなうものではない。

しかも判決は、再審という制度

の存在目的が法律の解釈の誤りを持たずということではなく、事実誤認をたす点にある、という点にあることを無視している。

拷問によつて、身に覚えのない自白をさせられ、その自白によつて「犯罪」がつくりあげられた事実や、自白の虚偽性を客観的証拠に照らして判断することを怠つた裁判官の責任を、確定判決の根拠となつた証拠を具体的に吟味することによつて説明することこそが、再審の実質的根拠である。それは、事実関係に争いがなく、適用される法律の解釈がもつぱらの争点となつていようなケースとは全く異質である。

治安維持法の問題点は、「悪法であつたが、その運用はそれなりに厳格になされた」というような

ら大きく逸脱して反戦、厭戦、リベリズム、宗教などへの弾圧に用いられたところにこそ主要な問題点はある。日本共産党員の数が一〇〇〇人にまでいくかどうかと推定される時代に約八万七〇〇〇人が検挙されたという事実が、そのことを示す。

そして、そのような運用を許した責任の多くは、裁判所が負うべきものである。この責任の解明を欠いては、現行憲法下の司法のバックボーンは成立しうるのか？最高裁に問われていたのは、実はそういう問題であつたと思う。

再審公判においては「免訴」のフタをしてよい、という結論で一致した裁判官の中にも、こう言い切つただけではいかにも寢覚めが悪いと考へた裁判官が二名いた。「補足意見」を書いた今井功裁判長と古田佑紀裁判官である。「補足意見」では、「もし免訴の裁判をすべき事由（治安維持法の廃止を指す―引用者注）がなかつたならば無罪の判決を受けるべきもの

と認められる充分な事由があるとき」は、刑事補償を請求することができ、その補償決定は公示されることになつてい、これによつて被告人の名誉回復もされる、ということを指摘している。

有難い「御配慮」ではあるが、「無罪の判決を受けるべきもの」かどうかの審理と判断は、どういふプロセスで行われるのであろうか。補足意見が想定するような、刑事補償請求手続という密室の中でそれをを行うよりも再審公判という公開の法廷の中でその審理を行う方が公明正大というものではないか。なぜそれができないのか。判決は極めて説得力を欠く。

治安維持法体制とはどのようなものであつたか、ということの徹底的説明が、ますます必要になつていと思われ今日この社会情勢を前に、最高裁が「臭いものにはフタ」という結論まずありき、の姿勢を示したという印象を深くするのが残念である。

【上申書について】

▼第3次請求再審は、最高裁により「免訴」と判決されました。私たちの第4次再審請求は、まだ一審（横浜地裁）で審理中です。

▼第4次再審請求は、最初から「事件全体の説明」を第一目標に掲げてきました。そのため、今回の「免訴」判決へと導かれた第3次の再審開始の理由である「拷問による自白」は、再審請求に必要な「新証拠」の中からあえて外してきました。

しかしその後、裁判所からなぜ「拷問」を入れないのかという問い合わせがあったため、それにより「事件の説明」を回避はしないという裁判所の姿勢を確認した上で、「拷問による自白」をも「新証拠」に加えたのでした。

▼以上の経緯からもわかるように、第4次再審請求の目的は、あくまで横浜事件の「虚構」を説明することによって、かつての治安維持法体制の実態を明らかにすることです。

そのため、今回の最高裁判決が出された後、横浜地裁に対し、事件の説明に一步も踏み込まず、「免訴」判決で片付けることがないようにと、「上申書」を提出しました。

以下が、主任弁護士・佐藤博史先生によるその上申書です。

【上申書】

平成14年（た）第1号再審請求事件

請求人 小野新一

請求人 齋藤信子

平成20年3月18日

横浜地方裁判所第2刑事部 御中

弁護士らは、上記事件について、貴裁判所に対し、下記のとおり、上申する。

請求人ら主任弁護士

弁護士 佐藤博史

記

1 最高裁判所第二小法廷（裁判長裁判官今井功、裁判官津野修、裁判官中川了滋、裁判官古田佑紀）は、平成20年3月14日、横浜事件第3次請求について、刑の廃止と大赦を理由に免訴とした横浜地裁平成18年2月9日付判決およびこれに対する控訴を不適法とした東京高裁平成19年1月19日付判決を是認して、弁護人の上告を棄却す

る判決を言い渡した（同判決を本書面に添付する）。

これによって、横浜事件第4次再審についても、再審が開始されたとしても、無罪判決ではなく、免訴判決が下されることが確実になった。

2 とところで、マスコミ各紙は、上記最高裁判決について、法律論に終始したもので、裁判所が過去の過ちについてこれを正す機会を生かさなかつたものとして、一致して批判的である。

裁判官出身の今井裁判官と検察官出身の古田裁判官が補足意見で、刑事補償法の規定に敢えて言及して、免訴判決でも刑事補償が受けられ名誉回復の道があることを示唆されたことも、残念ながら、必ずしも高くは評価されなかつた。

そこで、本書面にマスコミ各紙の記事を添付する。

3 しかし、そうであれば、なおさらのこと、貴裁判所によってやがて下される再審開始決定は、横浜事件とは、特高によってデッチ

上げられた「泊会議」という虚構に基づく「犯罪」であり、特高の拷問による虚偽自白以前の問題であることを明確に認定し、虚偽自白をしなかつた細川嘉六の無実をも明らかにするものであるように、と願わずにはおられない。

どうか、貴裁判所におかれては、貴裁判所による再審開始決定が、横浜事件の真実に迫ることのできる最後の機会であることを自覚され、歴史の批判に耐え得る決定を下されたいと切に希望する。

以上

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8  
松村ビル401

横浜事件再審裁判を支援する会

tel/fax 03-3291-8066

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864

横浜事件再審裁判を支援する会

### 石碑・泊・横浜事件端緒の地」 料理旅館「紋左」前に建立

小森 修 (国賠同盟富山県本部事務局長)

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟富山県本部2006年度の総会で、泊・横浜事件の碑を建てることが発議されました。忌まわしい言論・思想弾圧の捏造事件を再び招来させてはならぬとの思いからです。

大規模な横浜事件へと拡大されてゆく端緒の一つが1942年7月5日、富山県泊町(現在の朝日町)にある料理旅館「紋左」三笑楼で開かれた細川嘉六氏招待の宴会(編集者4名、研究者3名参加)を、神奈川県特高が共産党再建準備会議にでつち上げた「泊事件」でした。そこで同旅館前に碑を建立することを提案、昨春秋、紋左様に趣旨を伝えたところ快諾が得られたことから建立委員会を発足、年明けから活動を本格化させました。

### 会員の皆さんの声

▼再び戦時下のような思想・言論の統制弾圧を招かないよう最後まで闘いましょう。北川啓 ▼新裁判長の約束が守られ、判決の前進を祈ります。東広史 ▼わずかですがカンパをお送りします。ご活動にいつも敬意を表しております。田沼祥子 ▼月日が経つのを、本当に早く感じます。政治も身の回りも慌しく、状況を十分に把握する間もなく、次の出来事が起こるようです。年会費一年分の他は、支援に当てていただければ幸いです。証言のビデオはあいにくテープデッキがないので見られませんが、DVD、せめてCDであればと思います。よしだ ▼一枚の写真が……横浜事件六五年目の証言

石碑のサイズは高さ120cm横幅60cm厚み25cmです。正面に「泊・横浜事件端緒の地」として細川氏らの宴会がきっかけで、一大弾圧事件が捏造され「希代の悪法、治安維持法」によつて多数の犠牲者が出たこと、「再び暗黒政治を許さず、反戦、平和、人権擁護、思想、言論、学問の自由を願つて之を建つ」との碑文。右側面に泊事件の犠牲者である「細川嘉六、相川博、小野康人、加藤政治、木村亨、西尾忠四郎、西澤富夫、平館利雄」を、左側面には、発起団体名を刻銘。裏面に「ご協力いただいた方々の名(平館道子氏、西澤富夫氏御遺族、小野貞氏、弁護団、細川氏著作権継承団体・ジャパン・プレス他)を刻銘いたしました。その後順調に進み除幕式を4月末に行つて予定にしています。

私たちはこの度の碑を介して、横浜事件の発端となつた「泊事件を後世に伝え、「暗黒政治復讐を許すな」の声をこの地から全国に発信できればと願っています。

を見ました。HDDに保存しました。

菊池由紀子 ▼会費と些少ですがカンパです。橘祐典 ▼いやな世の中になつてきました。放つておいたら近い将来第2・第3の横浜事件が起こりかねないほどに。皆様の頑張りに心からの敬意を表します。会費の残額はカンパとしてお使いいただけます。何か早くいい結論を出してほしい。こんな明白なことなのに、と裁判官の方たちの良識に訴えたいと思います。浅尾光子 ▼事務局の皆様ご苦労様です。何年度分になりましたでしょうか。会費をお届けします。ご成功を念じております。伊藤昌太 ▼22年目になるのですね。この裁判に限らず日本の裁判の進行の時間の

かかりすぎにいら立ちます。自衛隊の海外派遣が容認されるなど日本の進路に不安を感じます。「勝利」の判決が出ることを願っています。福田詢 ▼会費とほんの気持ちだけカンパを送ります。本当に過ごしくい世の中ですが、C型肝炎の薬害訴訟の女性たちに元氣をもたらつた年末でした。粘り強く一歩ずつ歩を進めたいものです。青年劇團 亀井幸代 ▼送っていただいた会報のお写真の方達を幾度拝見しても我がことのように怒りが胸いっぱいになつてきます。大野晋さんが「民主主義には侵してはならない倫理がある。それを60年かかっても覚えられなかった」と語っています。戦後満州から引き揚げてきて、松川事件の被告、佐藤さんとお会いして、法律・裁判等にやつと目覚めた私でした。どのくらいの人が無実の罪で消えていったことか。今の司法も警察も何とかわつて欲しい。私も95歳に入りまして。終わりのない結審であることを念じて日を待ちます。少しカンパを送ります。今、庭には緋梅が咲いています。横山新

### カンパを寄せて下さった方々

- 〈10月〉永田誠(11月) 吉田裕子 齊藤文雄 山口正 千葉良信 菊池由紀子 佐藤純子 橘祐典 佐藤よし
- 伊藤清 田沼祥子 森田敏彦 鈴木三男吉 小林佳一郎 原満三寿 実方義男 宮脇俊介 宮古とくこ
- 外山雄三 俵義文 永田誠 岩井忠熊 佐川隆彦 清水秀夫 大城美智子 野々村敬 近藤正巳 浅尾充子 金沢敏子(12月) 間島弘 永田誠 水上照海 大槻道夫 小森修 松岡喜美栄 井汲頼子 山川次郎(1月) 岩ふじたあさや 横山新 古川純 岩波芳組 岸塚雅雄 深代典子 鈴木三男吉 亀井幸代 永田誠 横濱ベシムクラブ 梅田正己 金子さとみ
- 〈2月〉橋本進

### 事務局より

★小林佳一郎さんの紹介で、橋本進さんが3月27日ロータリークラブの集いに招かれ、横浜事件について講演をされました。

★財政が非常に厳しくなつていきます。会費更新をどうかお願いいたします。金田